

◆ 福祉貸付事業の実績（#20）

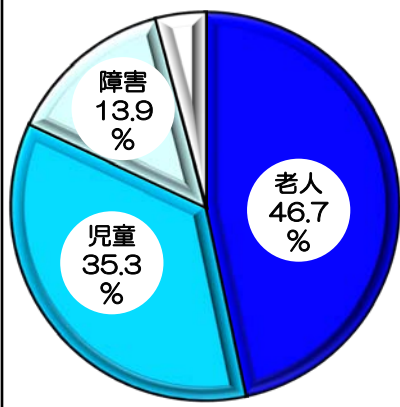
平成23年度度審査実績

区 分	審査件数	審査金額
老人福祉関係施設	697件	214,006百万円
児童福祉関係施設	528件	38,101百万円
障害者福祉関係施設	208件	14,248百万円
その他	61件	4,572百万円
合 計	1,494件	270,927百万円

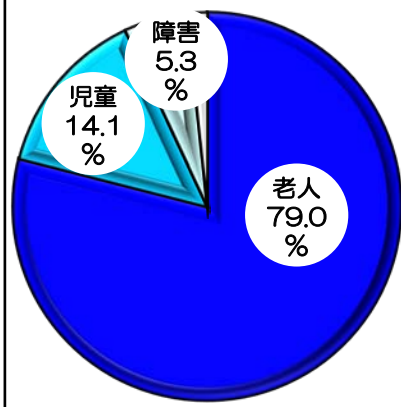
※ 経営資金41件、943百万円を含む。

※ 東日本大震災の災害復旧資金108件、7,617百万円を含む。

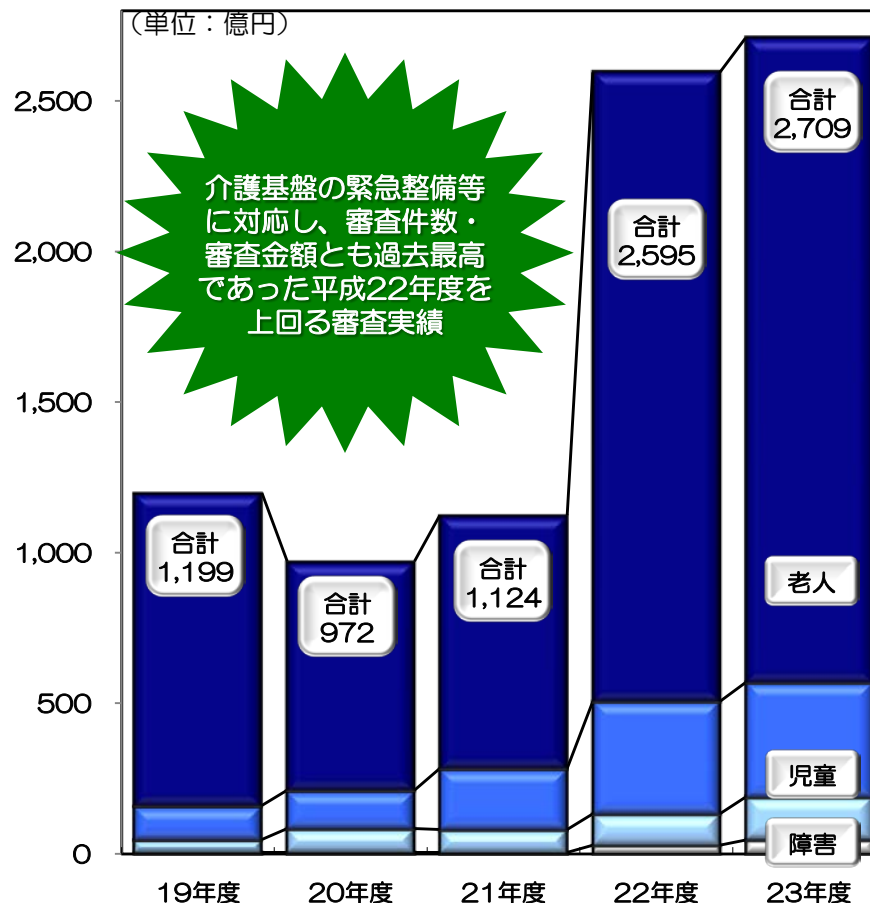
件数ベース



金額ベース



【参考】貸付審査状況推移（金額ベース）

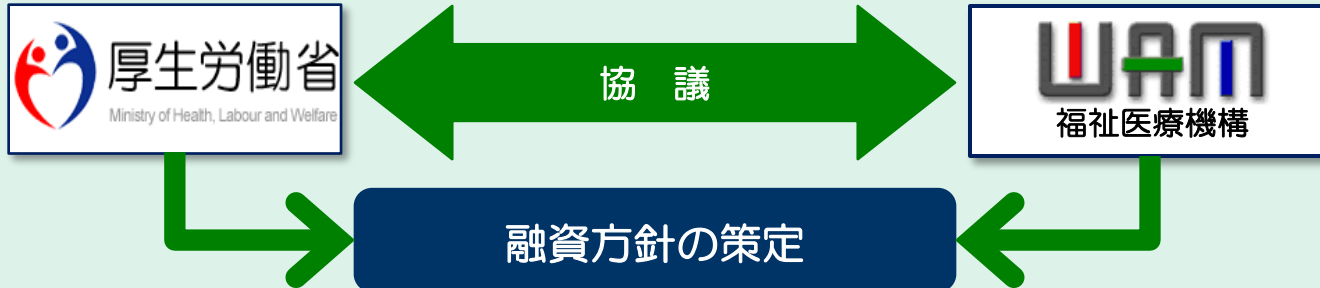


	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
老人	1,038	760	841	2,089	2,140
児童	113	128	203	373	381
障害	42	78	76	104	142
その他	6	6	5	29	46

福祉貸付事業における融資方針の策定（#21）

評価の視点

毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。



福祉・介護サービスの基盤整備

子育て・保育サービスの基盤整備

【政策目的】

障害者等の自立支援

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

平成23年度融資方針

《基本的な取扱方針》

- 地域における福祉・介護サービス需要に対応した事業計画であるか、施設の収支差額で借入金の償還が可能な事業計画であるかについて十分確認
- 居住環境の質的向上に寄与する計画については積極的に対応

《貸付対象事業》

- 国、地方公共団体等の補助金・交付金の対象事業として採択された事業
- 福祉医療政策上必要となる事業、施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる緊急的な整備事業

《東日本大震災の被災地支援》

- 復旧・復興のための資金等の融資を迅速かつきめ細かに対応

福祉政策上、必要と認められる事業に融資

政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施するため、福祉貸付事業における融資方針を策定し、当該方針に基づき事業を実施

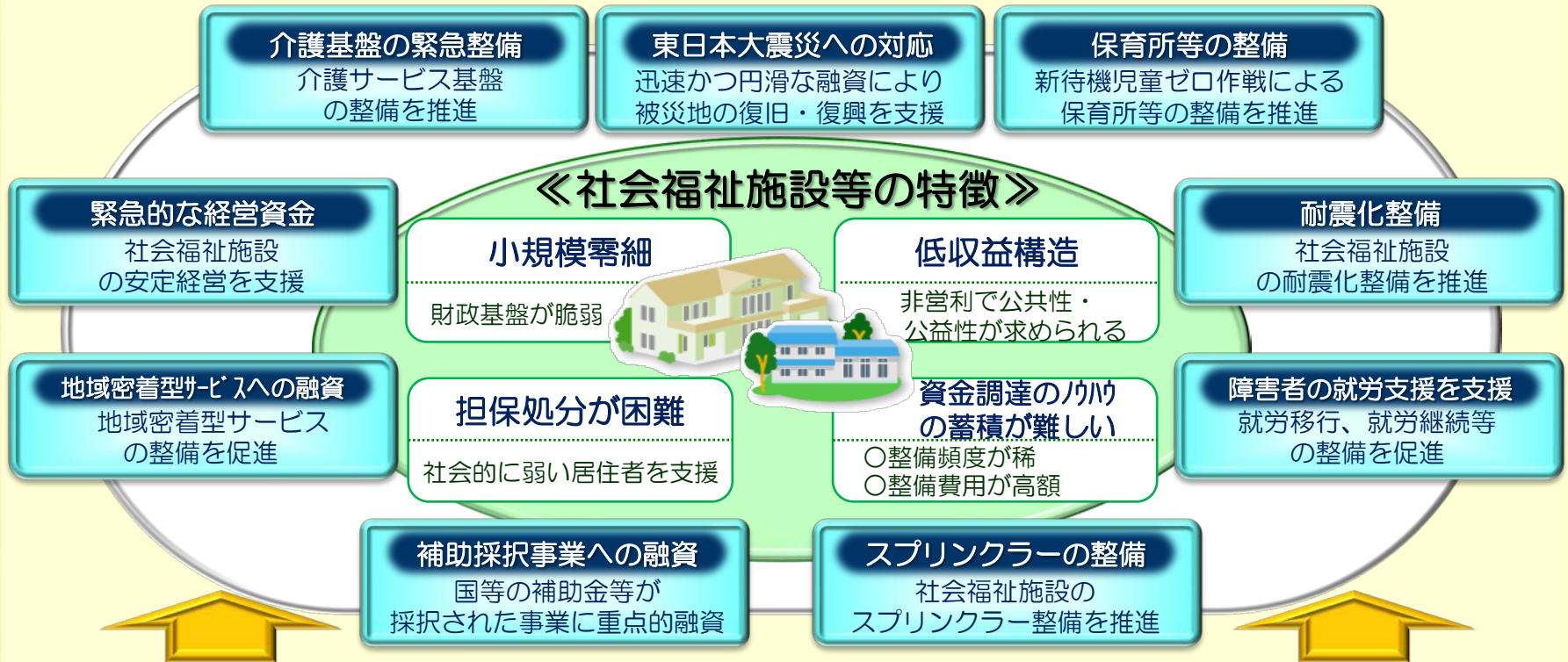
福祉貸付事業に係る政策適合性（#22）

評価の視点

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。

特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。

社会福祉施設の特徴と福祉医療機構における主な支援の内容



WAM 国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の施設運営を支援

融資条件の優遇措置の内容と実績（主なもの）



550件
189,218百万円

◆介護基盤の緊急整備◆

介護サービス基盤の整備を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）
- 貸付利率の引下げ
（当初5年▲0.5%）

◆東日本大震災への対応◆

復旧・復興のための資金等の融資を迅速かつきめ細かに対応

- 災害復旧資金の優遇融資
（融資率の引上げ、償還期間の延長等）
- 災害復興資金の創設
（貸付利率の一定期間無利子化等）
等

108件
7,617百万円

42件
8,073百万円

◆耐震化整備◆

社会福祉施設の耐震化を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）
- 貸付利率の引下げ
（当初5年▲0.5%※）
※財特法の場合、無利子

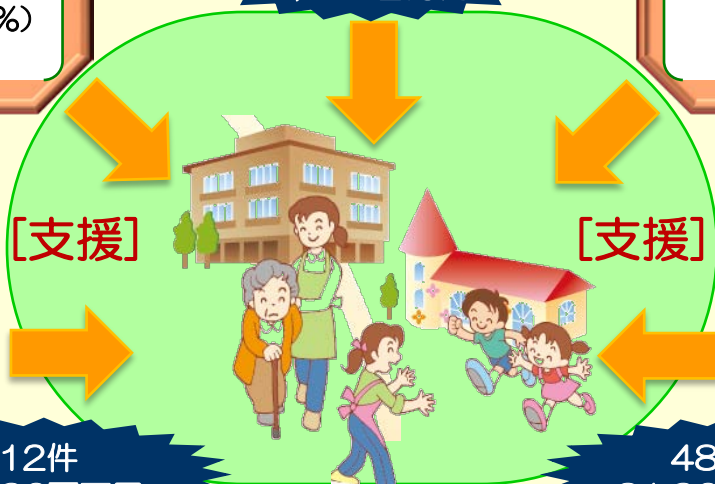
◆消防用設備の整備等◆

社会福祉施設等[※] リックラ-の整備を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）
- 貸付利率の引下げ
（当初5年▲0.5%）

12件
2,226百万円

[支援]



[支援]

◆保育所等の整備◆

保育所・放課後学童クラブ[※]の整備を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）

483件
31,262百万円

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、東日本大震災の復旧・復興への対応、介護基盤の緊急整備等について優遇融資を実施し、地域における社会福祉施設の安定的な経営を支援

◆利用者の利便性の向上を図るために改善（平成23年度から実施）◆

償還期間等の延長

社会福祉事業施設のなかで特に大規模な事業計画となる特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスにつき、耐火構造の建物の耐用年数を踏まえ、償還期間を30年に延長。併せて据置期間3年に延長。

特別養護老人ホーム等の償還期間等を延長

ユニット型 特別養護老人ホーム	左記以外の施設
償還期間 25年以内	償還期間 20年以内
据置期間 3年	据置期間 2年

償還期間 30年以内

据置期間 3年以内

288件
(利用率48.8%)

※ただし、耐火構造の場合に限る

個人保証の免除

平成22年度から借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オンコスト利率0.05%）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を導入

996件
利用率70.6%

エコ対策に係る融資率の優遇措置

地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの削減効果がある木材利用による木造施設の整備事業及び再生可能エネルギーの利用やエネルギー効率の高い設備の整備を行う事業について融資率を90%に引上げ。

木材利用による施設整備及びエネルギー効率が高い設備などエコ対策に係る融資率の優遇措置

建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）の場合の「建築資金」

再生可能エネルギーの利用又はエネルギー効率の高い設備を採用している場合の「設備備品整備資金」

○再生可能エネルギー
太陽光発電装置
風力発電装置 等

○エネルギー効率の高い設備
蓄熱システム
ヒートポンプ熱源装置

融資率 70~90%

融資率 90%

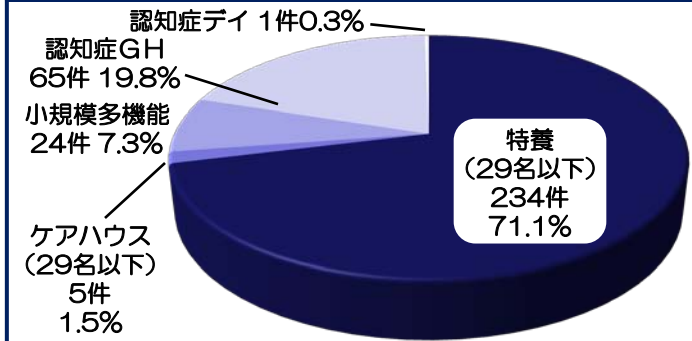
27件

※利用者の要望等に対応し個人保証を要しない制度を創設

地域密着型サービスに対する融資

施設種類	審査件数
特別養護老人ホーム（29名以下）	234件
ケアハウス（29名以下）	5件
小規模多機能型居宅介護事業所	24件
認知症グループホーム	65件
認知症デイサービスセンター	1件
計	329件

地域密着型サービスに対する融資実績



介護保険制度改革に伴い、平成18年度から創設された小規模多機能型居宅介護事業等の「地域密着型サービス」に対し融資を実施

補助採択事業への融資

平成23年度審査1,379件⇒補助採択事業1,253件（90.9%）

施設種類	貸付審査の実績 （経営資金を除く）	うち 補助採択事業
老人福祉関係施設	631件	572件
児童福祉関係施設	519件	492件
障害者福祉関係施設	190件	157件
その他	39件	32件
計	1,379件	1,253件

【補助なし事業への融資】

補助金等の有無にかかわらず、次の事業については融資を実施

- 地域の整備計画に必要な事業
- 施設の安定的かつ持続的な運営上必要となる緊急的な整備事業

福祉政策上、必要と認められる事業に融資

福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供するための基盤整備を着実に支援するため、国及び地方公共団体等の補助金・交付金等の対象事業として採択された事業に重点的に融資を実施

福祉貸付における東日本大震災への対応（#23）

東日本大震災に係る審査実績

施設の種類	平成23年度実績	
	件数	金額
老人福祉関係施設	66	6,032
うち特別養護老人ホーム	36	5,303
児童福祉関係施設	9	328
うち保育所	9	328
障害者福祉関係施設	12	411
その他の	21	846
計	108	7,617



お客さま対応

機構HPでの周知徹底

専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口設置

現地相談会開催

平成23年度相談件数：356件

※現地相談会：10回（相談件数137件）

※福祉関係者意見交換会：12回

平成23年度に実行した優遇措置内容（主なもの）

第1次補正予算（5/2実施）

設置・整備資金

[貸付限度] 限度額撤廃（担保額上限）

経営資金

[貸付限度] 限度額撤廃（担保額上限）
 [貸付利率] 当初5年無利子（以降も優遇）
 [据置期間] 2年以内（従来1年以内）

第2次補正予算（7/25実施）

設置・整備資金

[償還期間] 39年（従来30年）

経営資金

[償還期間] 15年（従来10年）
 [無担保] 無担保貸付限度額を3千万円へ拡大（従来1千万円）

第3次補正予算（12/5実施）

設置・整備資金（復興のための資金）

市町村等の復興計画を踏まえ、小規模の社会福祉施設を被災地で新設する事業について優遇

[貸付利率]

当初5年間：無利子
 6・7年目：通常金利より優遇

東日本大震災において被災された社会福祉施設等に対して、円滑、迅速かつ決め細やかな対応を図り最優先での審査・資金交付対応を実施

利用者サービスの向上（#24）

評価の視点

利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。

事業計画の早期段階からの融資相談

セミナー等において個別融資相談会を実施し（12回）、事業計画の早期段階（補助協議前など）から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言

融資のポイント（ガイドライン）

借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」を借入申込者、地方公共団体など関係機関に対して説明し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知することにより、利用者サービスを向上

施設整備への支援（情報提供）

新たに、認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型事業所等に対する調査結果を機構ホームページに公表し、施設開設に当たって参考となる指標を情報提供

借入申込書類の簡素化

借入申込みに必要な書類について、複数様式の一元化、法人公表資料の活用等の見直しを行った結果、従来より30%以上の簡素化を実現

事業計画の早期段階から融資相談に応じ助言を行うとともに、融資のポイント（ガイドライン）の活用、施設整備に関する情報提供及び借入申込書類の簡素化を図るなど利用者サービスを向上

協調融資制度の充実（#25）

評価の視点

- 協調融資制度の対象を拡大するなど制度の充実を図っているか。
- 協調融資制度の周知を図り、制度の適切な運用を行っているか。

協調融資制度の対象拡大



H23年度における制度利用実績（経営資金と社会福祉法人以外を除く）

区分	審査件数	協調融資件数	利用率
老人	679件	224件	33.0%
児童	525件	19件	3.6%
障害	185件	17件	9.2%
その他	6件	1件	16.7%
合計	1,395件	261件	18.7%

【児童福祉関係施設、障害者福祉関係施設の特徴】

老人福祉関係施設と比べ、一般的に小規模な施設が多く総事業費が低いこと、また、国等からの補助金等も手厚いことから、民間金融機関からの借入金がなくとも資金計画が成り立つ案件が多いため、協調融資制度の利用率が低くなっている。

[参考] 協調融資利用案件（261件）の資金構成割合（総事業費を100とした場合の割合）

総事業費	機構	協調融資	その他借入	補助金等	自己資金
100.0%	55.4%	11.1%	0.4%	29.1%	3.9%

協調融資制度の適切な運用

制度周知

- 借入申込者への制度説明会を開催
- 受託金融機関業務研修会議での制度説明

覚書締結金融機関の拡大

- 受託金融機関（代理貸付）への覚書締結案内の送付 [参考] 受託金融機関351機関

覚書締結金融機関数の推移



平成20年度から対象範囲を福祉貸付全体に拡大し、引き続き、制度周知や覚書締結金融機関の拡大を図り民間資金の活用を促進

◀ 審査・資金交付業務の事務処理期間短縮（#26）

評価の視点

- 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。（中期計画（変更）：平均処理期間30日以内）
- 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。（中期計画：請求後15営業日以内）

審査処理期間の短縮

【目標】 30日以内 H23年度に75日以内から変更

【実績】 27.8日 **中期計画達成**

審査処理期間の推移（H18～H23）



資金交付処理期間の短縮

資金交付した2,048件すべてにおいて、請求後15営業日以内に
資金交付を実施

中期計画達成

審査件数、資金交付件数ともに増加する中、事務処理期間はさらに短縮し利用者サービスを向上
 ☞ **【審査】** 平成22年度34日 ⇒ 平成23年度27.8日 **【交付】** 平成22年度1,726件 ⇒ 平成23年度2,048件

医療貸付事業

【事業の概要】

国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を支援

(1) 医療政策の課題

国民皆保険と相俟って「誰でも、いつでも、どこでも」医療を受けられる体制を維持するためには、医療の進歩に対応して、医療施設等の整備・更新を継続的に行うことが不可欠

(2) 政策融資の必要性

医療法人は、厳しい財政状況の中で収入（診療報酬等）が抑制され、また、財政基盤が脆弱であり、施設の新設や概ね30年ごとに施設の改築を行うためには、長期・固定・低利による政策融資が必要

(3) 医療貸付事業の融資の方針

国の施策に即して医療施設等の整備を支援するため、政策優先度の高い施設整備や、資金調達が難しい施設整備に対して融資条件を優遇し政策融資を実施

(4) 東日本大震災の被災地支援

東日本大震災において被災した医療関係施設等の復旧、復興を円滑かつ迅速に推進するために必要な復旧資金等の融資及び貸付条件の優遇措置を実施



2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

【評価項目6】

自己評価 S

【評価項目6の総括】

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成22年度に引き続き、国の推進する耐震化整備事業、経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対する経営安定化資金等について優遇融資を実施するとともに、東日本大震災の災害復旧貸付に迅速に対応した結果、平成23年度における審査件数は平成22年度実績を大幅に上回り、貸付契約額及び資金交付額についても前年度を超えるなど増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援した。

また、平成23年度から要望が多かった病院及び介護老人保健施設の償還期間の延長（最長30年）の優遇措置を講ずるなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備するとともに、審査業務に係る平均処理期間を短縮するなど、利用者サービスの向上を図った。

平成23年3月に発生した東日本大震災において被災した医療施設等に対し、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、被災地において都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行うなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行い、被災施設等の復旧・復興を支援した。

以上のことから、平成23年度においては、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を支援する枠組みを定めた年度計画を上回る実績を上げ、地域における医療機関等の安定的な経営を支援することができた。

■医療貸付事業の実績（#27）

- 増大する利用者ニーズに迅速に対応することにより前年度を大幅に上回る融資実績をあげ、円滑な施設整備を支援
 - ☞ 貸付審査件数 641件（対前年度比163%）、貸付契約額 1,399億円（対前年度比102%）、資金交付額 1,278億円（対前年度比131%）

■医療貸付事業に係る政策適合性（#29）

- 病院の耐震化整備、金融環境変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金について優遇融資
- 平成23年度から新たに病院等の償還期間を30年に延長

■東日本大震災への対応（#32）

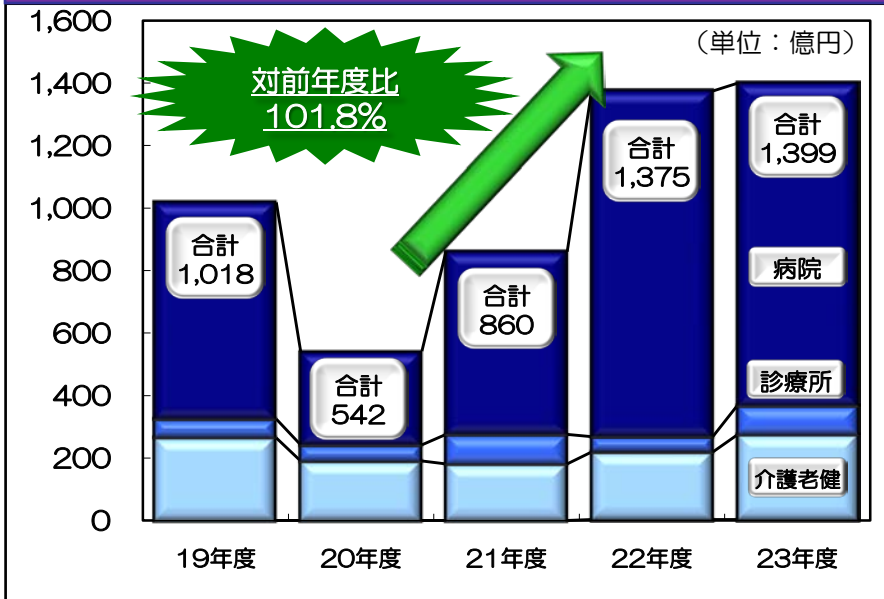
- 国における補正予算の成立に伴い、貸付条件の優遇措置の拡充を図り、被災された医療施設等の支援を実施
 - ☞ 災害復旧資金 412件 213億円

■審査業務の事務処理期間短縮（#35）

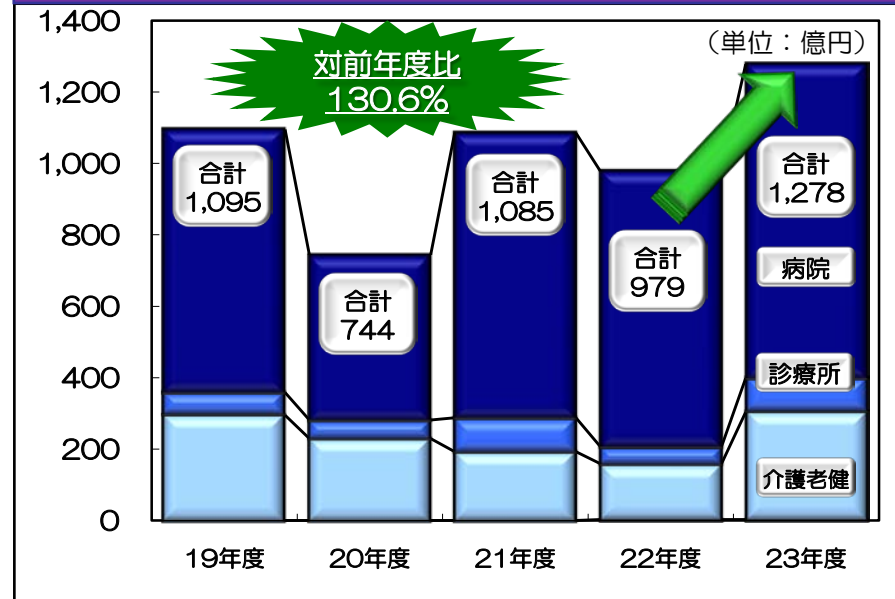
- 審査業務の平均処理期間を短縮《年度目標30日以内》 → 平成22年度22日 → 平成23年度21.1日

医療貸付事業の実績（#27）

貸付契約状況の推移



資金交付状況推移



貸付契約実績

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
病院	693	300	585	1,107	1,032
診療所	61	52	94	49	94
介護老健	262	190	180	216	270
その他	2	0	1	3	3
合計	1,018	542	860	1,375	1,399

資金交付実績

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
病院	737	463	797	772	879
診療所	63	52	95	48	95
介護老健	293	229	192	156	301
その他	2	0	1	3	3
合計	1,095	744	1,085	979	1,278

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、介護基盤の緊急整備等の融資について、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応した結果、貸付契約額は1,399億円（対前年度101.8%）、資金交付額は1,278億円（対前年度130.6%）となり、前年度を大きく上回る実績をあげ、地域における医療基盤の整備等に貢献

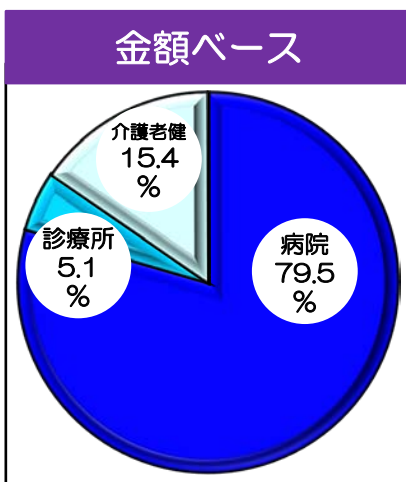
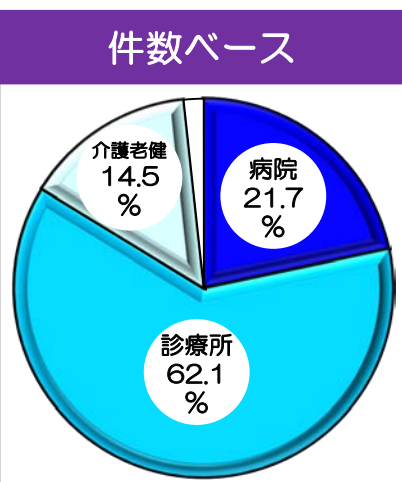
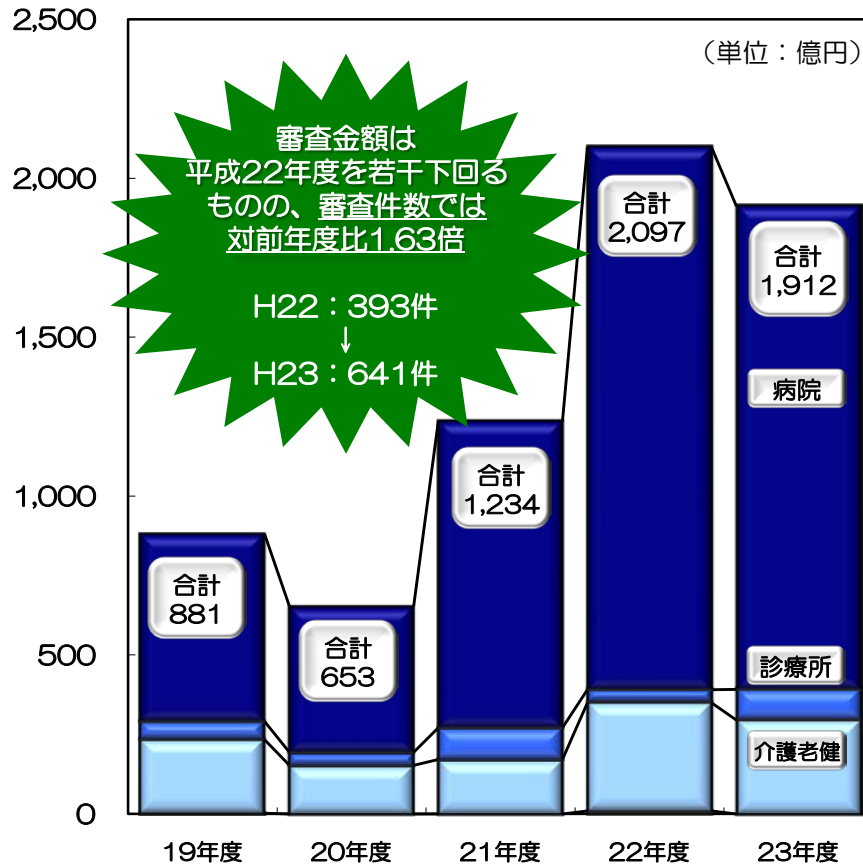
◆ 医療貸付事業の実績（#27）

平成23年度度審査実績

区分	審査件数	審査金額
病院	139件	151,979百万円
診療所	398件	9,748百万円
介護老人保健施設	93件	29,352百万円
その他	11件	126百万円
合計	641件	191,205百万円

※ 経営安定化資金等56件、4,492百万円分を含む。
 ※ 東日本大震災等の災害復旧資金413件、21,271百万円を含む。

【参考】貸付審査状況推移（金額ベース）



	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
病院	590	459	964	1,706	1,520
診療所	57	41	99	41	97
介護老健	232	153	171	341	294
その他	2	0	1	9	1

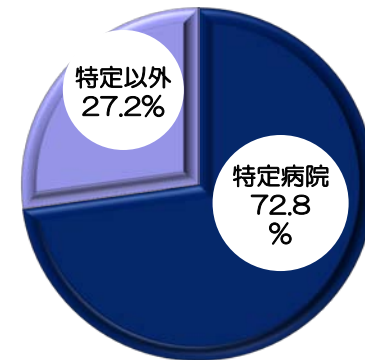
◆病院の施設整備に対する融資（81件）の特徴◆（#27、29）

医療の機能分化の推進（再掲）

《特定病院に対して優遇融資を実施》

特定病院	特定病院以外	合計
59件	22件	81件
72.8%	27.2%	100.0%

特定病院に対する融資実績



特定病院の種類

- ① 法人の開設する病院であって、次に掲げる病院
 ア 地域医療支援病院 イ 医育機関附属の病院（大学病院） ウ 臨床研修指定病院
 エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院で精神病床200床以上の病院
 オ 医師会が開設する病床数100床以上の開放型病院
 カ 都道府県が作成した医療計画に名称が記載されている急性期及び専門診療等を担う病院のうち病床数100床以上の病院
- ② 療養病床を有する病院

厚生労働省が策定した「医療提供体制の改革ビジョン」の推進に貢献するため、医療の機能分化の観点から「融資限度額に特例を適用」し、特定病院の整備を支援

耐震化整備事業に対する融資（再掲）

耐震化整備	耐震化整備以外	合計
62件	19件	81件
76.5%	23.5%	100.0%

耐震基準を満たすための整備事業については、「貸付限度額の引上げ、融資率を優遇（95%適用）、貸付利率の引下げ」し、耐震化整備を推進

中小規模病院に対する融資（再掲）

200床未満	200床以上	合計
46件	35件	81件
56.8%	43.2%	100.0%

200床未満の中小規模病院は、財政基盤が脆弱で資金調達に困難を伴う傾向があることから、「融資率を優遇（90%適用）」し、施設整備を推進

医療貸付事業に係る政策適合性（#29、30、31、32）

評価の視点

政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等を受けて、政策融資として災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等への緊急措置に臨機応変に対応しているか。
 特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進めているか。

医療機関を取り巻く現状・課題と福祉医療機構における主な支援の内容



WAM 国の医療政策に即して民間の医療機関等の施設運営を支援

融資条件の優遇措置の内容と実績（主なもの）



60件
80,601百万円

◆償還期間の延長◆

病院及び介護老人保健施設の
経営の安定化を支援

- 新築資金・増改築資金に係る
償還期間の延長
(最長30年)

◆東日本大震災への対応◆

復旧・復興のための資金等の融資
を迅速かつきめ細かに対応

- 災害復旧資金の優遇融資
(貸付利率の一定期間無利子化等)
- 機械購入・長期運転資金の優遇
(貸付利率の一定期間無利子化等)
等

412件
21,266百万円

62件
113,949百万円

◆耐震化整備◆

医療施設の耐震化を推進

- 融資率の引上げ（一律95%）
- 最優遇金利を適用
(当初5年▲0.5%)
- 貸付限度額拡大

等

◆介護基盤の緊急整備◆

介護サービス基盤の整備を推進

- 融資率の引上げ（一律90%）
- 貸付利率の引下げ
(当初5年▲0.5%)

21件
8,869百万円

◆緊急的な経営資金◆

医療施設の安定経営を支援

- 貸付限度額の引上げ
(病院：1億円⇒7.2億円)
- 償還期間の延長
(病院：7年⇒10年)

53件
4,459百万円

[支援]

[支援]



政策融資の果たすべき役割を踏まえ、東日本大震災の復旧・復興への対応、病院の耐震化整備等の優遇措置を講じた融資を実施し、地域における医療施設の安定的な経営を支援

利用者ニーズに即した融資制度の創設

償還期間等の延長

融資期間の更なる長期化により経営の安定化を図るため、建物の耐用年数を踏まえ、建物整備に係る融資の償還期間を30年に延長。併せて据置期間3年に延長。

病院及び介護老人保健施設の償還期間等を延長

新築資金

増改築資金

償還期間 25年以内

償還期間 20年以内

据置期間 2年以内

据置期間 2年以内

償還期間 30年以内

据置期間 3年以内

60件
(利用率44.1%)

※ただし、耐火構造の場合に限る。

耐震化施設整備事業の優遇措置

耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、融資条件の更なる優遇を実施。

病院の耐震化施設整備に係る融資率等の優遇措置を実施

	《平成21年度》		《平成23年度》	
増改築資金	融資率	90%	融資率	95%
	貸付金利	当初5年間▲0.5%	貸付金利	当初5年間▲0.5%
	償還期間	20年以内	償還期間	30年以内
土地取得資金	《平成21年度》		《平成23年度》	
	融資対象	病床不足地域を対象	融資対象	全ての耐震化整備を対象
	融資率	90%	融資率	95%

62件
1,139億円

経営安定化資金の優遇措置の延長

経済情勢の急激な悪化等による経営環境の変化により、一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、経営安定化資金を融資

金融環境変化に伴う経営安定化資金の優遇措置をさらに1年延長

平成21年4月～（平成22年度までの優遇措置を1年延長）

融資限度額	7.2億円
償還期間	10年以内（据置1年）
保証人	1名以上

53件
4,459
百万円

例) 病院の場合

(参考) 利用者のニーズに即した迅速かつ適切な優遇融資の実施

◆ 利用者の利便性の向上を図るために改善（平成22年度から実施）◆

個人保証の免除

※利用者の要望等に対応し個人保証を要しない制度を創設

借入申込者が希望した場合、貸付利率に一定の上乗せ（オンコスト利率0.2%）を行うことで、個人保証を要しない融資制度を新たに創設

☞ 平成22年度 51件 利用率15.4% ⇒ 平成23年度 203件 利用率39.5%

203件
利用率39.5%

◆ 経済情勢の悪化に伴う経営環境の変化に対応（平成21年度から実施）◆

経済情勢の悪化に伴う経営安定化資金

※利用者の要望等に対応し緊急的に優遇融資を実施

《平成20年10月》

国の「安心実現のための緊急総合対策」を踏まえ、優遇融資により病院等の経営を支援

(病院の場合)

融資限度額	1億円
償還期間	7年以内（据置1年）
保証人	2名以上

《平成21年4月以降》

国の「経済危機対策」及び施設経営者からの要望等を踏まえ、更なる優遇融資を実施

(病院の場合)

融資限度額	7.2億円
償還期間	10年以内（据置1年）
保証人	1名以上

国の経済対策や施設経営者からの要望等に臨機応変に対応し、優遇措置を講じた上で、緊急的な融資を実施することにより、地域における病院等の安定的な経営を支援

出産育児一時金の制度見直しに伴う経営安定化資金

※通常の予算要求スキームによらず緊急的に優遇融資実施

《平成21年6月》

一時的な資金不足に対し
運転資金を融資

(病院の場合)

保証人	1名以上
無担保融資	1,000万円

《平成21年10月》

利用者の要望を踏まえて、
更なる優遇措置を実施

(病院の場合)

保証人	1名以上
無担保融資	3,000万円

《平成22年4月》

利用者の要望を踏まえて、
更なる優遇措置を実施

(病院の場合)

保証人	1名以上※
無担保融資	限度額廃止

※金利を0.2%上乗せで保証人を免除

制度変更の実施に伴う一時的な資金不足に対し、施設経営者からの要望等に柔軟かつ迅速に対応し、産科医療機関等の安定的な経営を支援

医療貸付における東日本大震災への対応（#32）

東日本大震災に係る審査実績

施設の種類の	平成23年度実績	
	件数	金額
病院	45	12,151
診療所	324	7,199
介護老人保健施設	33	1,795
その他	10	121
計	412	21,266

融資先分布



お客さま対応

機構HPでの周知徹底

専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口設置

現地相談会開催

平成23年度相談件数：730件

※現地相談会：9回（相談件数95件）

※医療関係者意見交換会：26回

平成23年度に実行した病院に係る優遇措置内容（主なもの）

第1次補正予算（5/2実施）

建築資金

[貸付限度] 限度額撤廃（担保額上限）

建築・機械購入・長期運転資金

[貸付利率] 当初5年7.2億円まで無利子
7.2億円を超える金額及び
6・7年目も優遇金利適用
8年目以降も通常より優遇

[据置期間] 5年以内（従来3年以内）

第2次補正予算（7/25実施）

建築・機械購入・長期運転資金

[償還期間] 建築資金：39年（従来30年）
機械購入・長期運転資金：15年

機械購入資金

[貸付限度額] 限度額撤廃（担保額上限）

長期運転資金

[無担保] 無担保貸付限度額を3千万円
へ拡大（従来1千万円）

第3次補正予算（12/5実施）

耐震化整備への優遇（継続）

自家発電設備等への優遇
災害派遣医療チーム等資機材への優遇

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の
災害への備えを図るべく、災害対策
のための事業について優遇

[貸付限度] 所要額の95%
[貸付利率] 当初5年間優遇
6年目以降も優遇金利適用

東日本大震災において被災された医療施設等に対して、円滑、迅速かつ決め細やかな対応を図り最優先での審査・資金交付対応を実施

利用者サービスの向上（#34）

評価の視点 ○ 利用者サービスの向上を図るため、融資相談等を充実しているか。

融資相談会の開催 ・訪問相談の実施

- 借入申込み前の利用者サービスの向上を図るため、医療施設、介護老人保健施設等の整備を予定しているお客様を対象とした**融資相談会を全国7ブロックで計14回**（融資相談件数98件）開催
- **個別訪問相談を実施**（16件）
- 機構で主催するセミナーの会場において、融資相談窓口を設置し、融資相談を実施（21件）

事業計画における 専門的なアドバイス

- 事業計画検討中のお客様を直接訪問し意見交換を行うとともに、必要に応じて設計・建築・経営問題に関する**専門的なアドバイス及び相談を実施**

融資制度のPR

- 関係団体に赴き、融資制度のPRを実施（12回）
- **東日本大震災への対応として、関係機関への文書による通知や被災地の関係団体に赴き、融資制度のPRを実施**

借入申込書の一部電子化

- 借入申込書類の一部削減及び一部電子化により、前年度と比較して**5%以上の簡素化**を図り、より融資を利用しやすい環境を整備

受託金融機関に対する 業務指導の強化

- 代理貸付業務について、**受託金融機関に対する実務研修会（2回）**を実施し、**業務指導を強化**

借入申込書の一部電子化、融資制度のPR、事業計画における専門的なアドバイスの実施、融資相談会の開催・訪問相談の実施など利用者サービスを向上

◀ 審査・資金交付業務の事務処理期間短縮（#35）

評価の視点

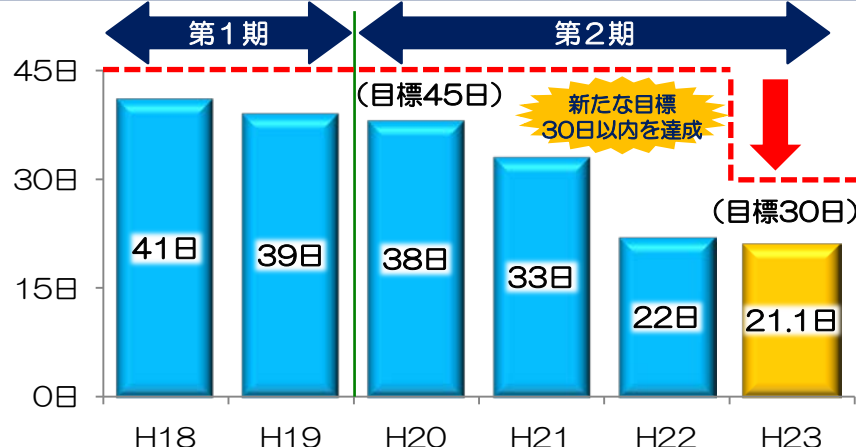
- 審査業務の平均処理期間については、特殊異例な案件を除き、中期計画を達成しているか。（中期計画：平均処理期間45日以内）
- 資金交付業務の平均処理期間については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、中期計画を達成しているか。（中期計画：請求後15営業日以内）

審査処理期間の短縮

【目標】 30日以内 H23年度に45日以内から変更

【実績】 21.1日 **中期計画達成**

【参考】 審査処理期間の推移（H18～H23）



資金交付処理期間の短縮

資金交付した929件すべてにおいて、請求後15営業日以内に資金交付を実施

中期計画達成

審査業務の事務処理期間短縮、期間内資金交付の順守により利用者サービスを向上

3 福祉医療貸付事業（債権管理）

【評価項目7】

自己評価 B

【評価項目7の総括】

■新規融資額の縮減（#37）

- 介護基盤の緊急整備、耐震化整備等の増大する利用者ニーズの影響により、平成23年度新規融資額は3,657億円と増加 《計画3,338億円》
※東日本大震災分189億円は含んでいない。
☞ 平成22年度3,061億円 ⇒ 平成23年度3,657億円（対前年度比：約119%）

■利差益の確保（#38）

- 安定的な事業運営を図る観点から、新規契約分の利差額の状況を適切に把握し、利差益を確保（金利差0.099%、利差額39百万円）

■東日本大震災への対応（#43）

- 元利金の返済猶予を実施（193件）するとともに、被災状況の把握や被災地での返済に関する相談会を実施（13回）

■リスク管理債権比率（#44）

- リスク管理債権比率については2.44%（東日本大震災分を除く。）となり、中期目標（1.56%）は達成できなかったものの、前年度に比べ0.23%減少するとともに、適切に貸出条件緩和等の措置を講じ施設の維持・存続を支援

新規融資額の縮減（#37）

評価の視点

福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成しているか。
 （中期目標：平成17年度の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減）

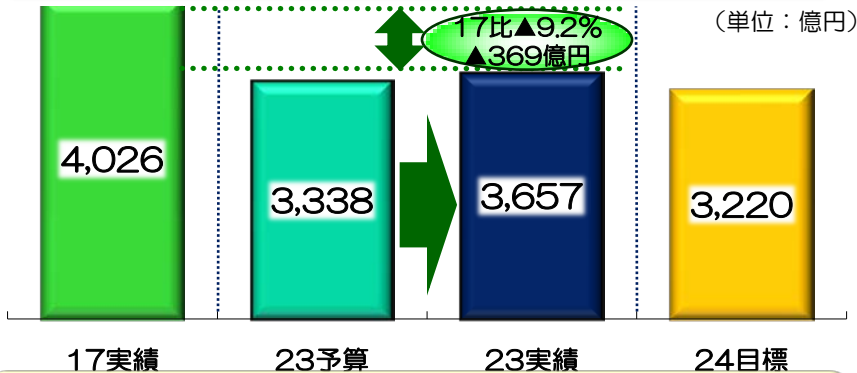
新規融資額の縮減に対する取組状況

平成23年度実績

※東日本大震災に係る災害復旧資金分を除く。

区分	H17年度 (基準)	H23年度		H24年度 (目標)
		計画	実績	
金額(億円)	4,026	3,338	3,657	3,220
縮減率(%)	-	▲17.1	▲9.2	▲20.0

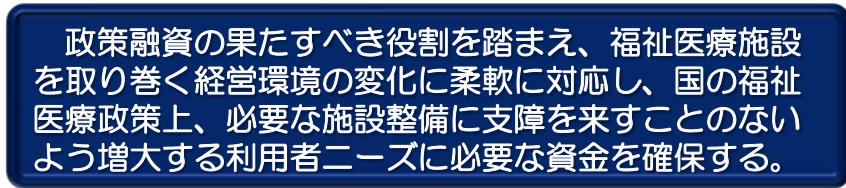
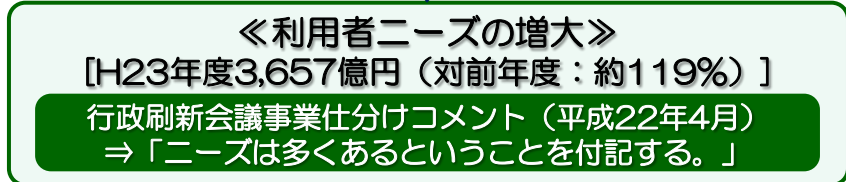
《参考》3,846億円（通常分3,657億円、震災分189億円）



《利用者ニーズが増大している要因》

平成20年度に創設された安心こども基金、平成21年度に創設された介護基盤緊急整備等臨時特例基金及び医療施設耐震化臨時特例交付金に基づく基金を活用した施設整備に係る資金需要が増大しているため。

新規融資額の縮減の考え方



介護基盤の緊急整備、耐震化整備等の増大する利用者ニーズの影響により、平成23年度新規融資額は3,657億円と増加 ⇨ 平成22年度3,061億円 ⇒ 平成23年度3,657億円（対前年度比：約119%）

利差益の確保（#38）

評価の視点

新規貸付契約平均利率と新規調達平均利率との比較において、利差益の確保に関する中期目標を達成しているか。（中期目標：利差額を確保すること。）

なお、貸付金利の設定において、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたいものを控除する。

安定的な事業運営を図る観点から、新規契約分の利差額の状況を適切に把握し利差益を確保 ⇒ 金利差0.099% 利差額39百万円

中期計画達成

貸付対象等の見直し（#39）

評価の視点

政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進めているか。

貸付条件優遇



高い

《政策優先度》



低い

貸付条件引下げ等

福祉貸付（主なもの）

- 木材利用による施設整備及びエネルギー効率が
高い設備整備等エコ対策に係る融資率の引上げ
- 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケア
ハウスの償還期間等の延長
- 災害時等の一時的な資金需要に対する経営資金
の融資制度の創設
- 障害者グループホーム・ケアホームの融資の相
手方を拡大等
- 障害者自立支援法における新体系施設への移行
を伴わない施設整備に対する融資率の引下げ

医療貸付（主なもの）

- 病院及び介護老人保健施設に対する償還期間等
の延長
- 病院の耐震化整備事業に対する融資対象、貸付
限度額の見直し及び融資率の引上げ
- 社会医療法人に係る融資対象、貸付限度額の見
直し及び融資率の引上げ
- 地球温暖化対策施設整備等に対する融資率の引
上げ等
- あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道
整復師の養成施設を融資対象から除外

政策優先度の高い事業に対し優遇措置を講じ、効率的な政策融資を実施

福祉医療貸付事業における適切な債権管理（#40、41、42）

評価の視点

- 継続的に貸付先の経営情報を収集し、リスク管理債権等の傾向分析を行っているか。
- 福祉医療経営指導事業等との連携の強化により、債権悪化の未然防止に取り組んでいるか。
- 債権区別に適切な管理を行っているか。
- 発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックし、リスク管理債権の抑制を図っているか。

平成23年度における取組み

リスク管理債権の傾向分析

- 貸付先の経営状況を把握するため、経営支援室と連携して決算情報の収集、財務・損益の分析を実施
- 大口貸付先（貸付残高上位50位）の財務・収支の経年分析を実施

債権悪化の未然防止

- 貸付関係部と経営支援室が連携して実施した実地調査結果を踏まえて、経営悪化のリスク要因を抱えている貸付先を中心に実地調査を実施（13貸付先）

リスク管理債権の抑制

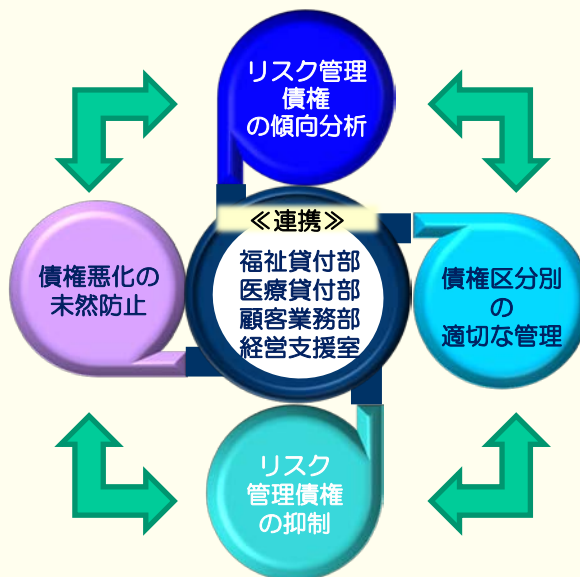
- 元利金返済の延滞が見られる経営安定化資金の貸付先に対し実地調査を実施（3貸付先）
- 新規に発生したリスク管理債権の状況及び新規発生の変因分析等を貸付関係部に対してフィードバック

債権区別の適切な管理

- 役員の出席する貸出条件緩和検討会等（2回開催）において適正な審査を実施（55貸付先）
- 金融検査マニュアルに沿った自己査定を実施し、監査法人の検証を受けリスク管理債権から除外
- 法的措置等を実施（10貸付先）

対前年度比リスク管理債権比率▲0.23%減少
（東日本大震災分を除く。）

《リスク管理債権に関する対応状況》

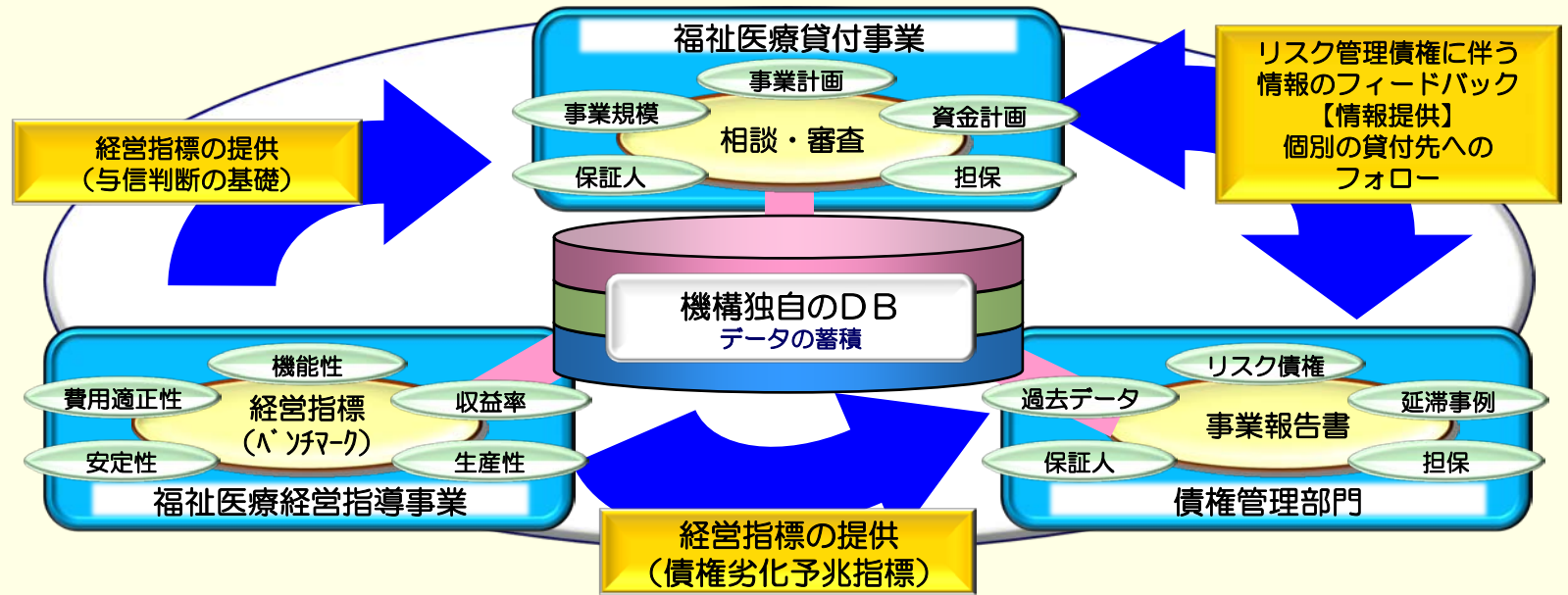


《ご返済相談窓口を設置》

中小企業金融円滑化法の趣旨に鑑み、お客さまからのご返済に関するご相談に迅速かつきめ細かく対応するため、専用ダイヤル及びメールによるご相談窓口を整備

（実績）相談件数68貸付先95資金

(参考) 福祉医療貸付事業・福祉医療経営指導事業・債権管理部門との連携強化



■ 債権管理部門から福祉医療貸付事業へのフィードバック（主なもの） ■

項目	福祉医療貸付事業へのフィードバックの内容
○職員の不足・人件費の増加	医師・看護師・介護職員等の従事者の確保が十分可能であるか審査すること。
○利用者の低迷	施設がフル稼働するまでの運転資金が十分に確保されているか審査すること。
○複数施設運営による法人全体の体力低下	融資対象施設だけではなく貸付先全体の経営状況を審査すること。
○財務格付の低い貸付先	デフォルト率が高くなっているため慎重な相談・審査が必要であること。
○危険域貸付先の早期発見	新規融資の元利金の償還方法について月賦償還を推奨すること。

福祉医療貸付事業と福祉医療経営指導事業の連携を強化し、度重なる制度改定で経営環境が悪化している福祉施設や医療施設に対して、適切な債権管理を実施

東日本大震災への対応（#43）

東日本大震災の被災者に対する 経営の安定化への対応

東日本大震災により被害を受けた福祉医療貸付の貸付先に対し、
次のとおり返済猶予等の取扱いを実施

特別措置の内容（平成23年度）

◆当面6か月の元利金の返済猶予◆

133貸付先（残高456億円）

◆約定どおりの返済再開◆

49貸付先
（残高125億円）

◆返済猶予延長 （最長5年間）◆

50貸付先
（残高230億円）

◆返済再開にあたり 変更契約締結 （返済期間の延伸など）◆

34貸付先
（残高101億円）

再生可能性がある福祉医療施設の
再建を支援するため、民間金融機関
と協調し、積極的な条件変更等を実施

お客さま対応

機構HPで周知徹底

専用回線（フリーダイヤル）
による特別相談窓口設置

返済等に係る相談実績

平成23年度相談件数：1,760件
（現地相談会13回実施）

返済方法等に係る相談にきめ細かに対応

返済猶予等対応先の分布

事業活動に支障が
生じている先へ
幅広く対応を実施



東日本大震災において被災された貸付先に対し、返済猶予等の特別措置を講ずることにより、社会福祉施設、医療施設等の経営の安定化及び地域における福祉、医療基盤の維持・存続に貢献

リスク管理債権比率（#44）

評価の視点

中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均（1.56%）を上回らないように努めているか。

なお、介護報酬及び診療報酬の大幅改定等に伴う福祉施設及び医療施設の経営環境の著しい悪化、療養病床の転換支援策による機構貸付金の償還期間の延長、貸付先からの繰上償還等により機構の貸付残高の著しい変動が生じた場合等は、その事情を考慮する。

◇ 平成23年度実績 ◇

[目標] 1.56% [設定根拠：第1期実績の平均]

[実績] 2.44% (対前年度▲0.23%)

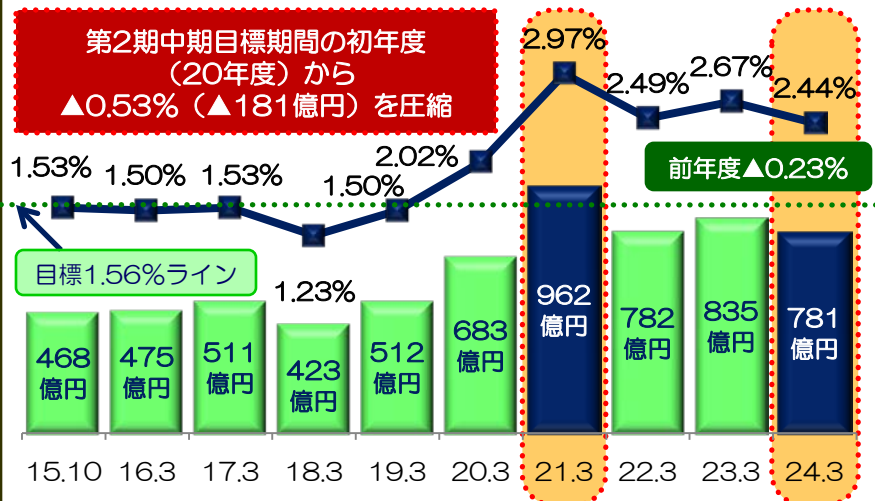
※東日本大震災分（0.72%）を除く。

(要因1) リスク管理債権額の減少 (▲54億円)
(要因2) 貸付残高の増加 (688億円)

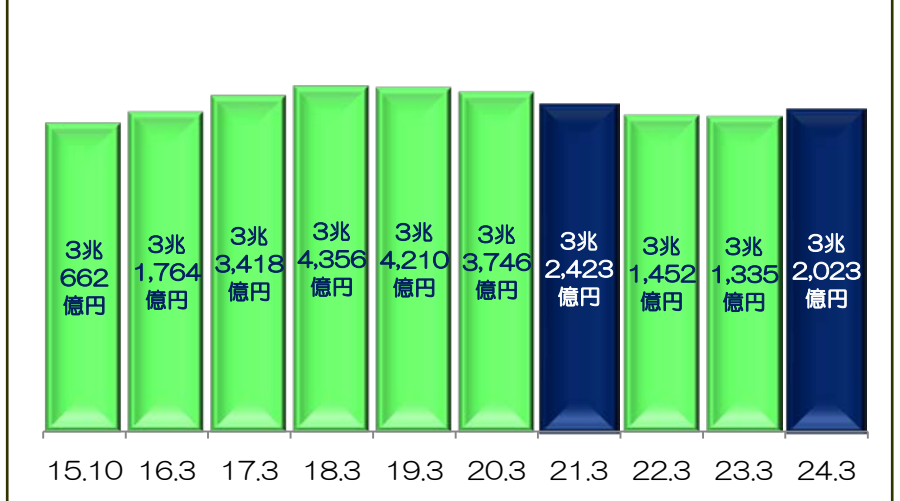
前年度より
比率が減少

区 分	H23年3月末	H24年3月末	差 引
リスク管理債権比率	2.67%	2.44%	▲0.23%
破綻先債権	0.15%	0.16%	0.01%
6か月以上延滞債権	0.87%	0.88%	0.01%
3か月以上延滞債権	0.09%	0.01%	▲0.08%
貸出条件緩和債権	1.56%	1.38%	▲0.18%
リスク管理債権	835億円	781億円	▲54億円
総貸付残高	3兆1,335億円	3兆2,023億円	688億円

リスク管理債権額・比率の推移



総貸付残高の推移

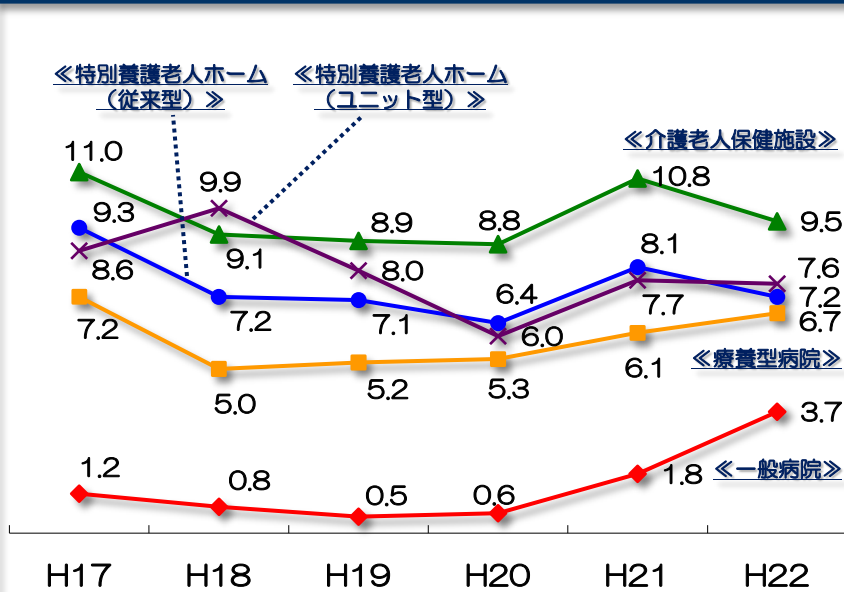


(参考) 医療・介護施設を取り巻く経営環境

1. 平成22年度の診療報酬のプラス改定の影響により医療施設の利益率は上向いたものの、介護施設を取り巻く経営環境は引き続き厳しい

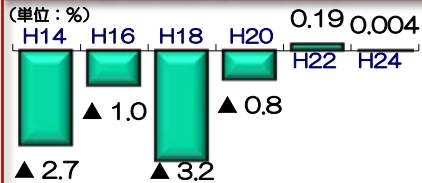
経営体力
低下

主な施設における利益率の推移

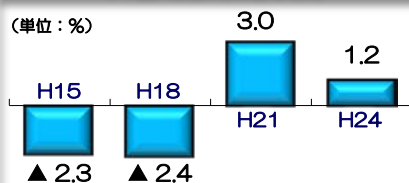


(注1) 一般病院は医療利益率、介護老人保健施設は事業利益率、特別養護老人ホームは経常収支差額比率の推移
(注2) 「病院の経営分析参考指標」、「介護老人保健施設の経営分析参考指標」、「特別養護老人ホームの経営分析参考指標」から作成

診療報酬等改定状況



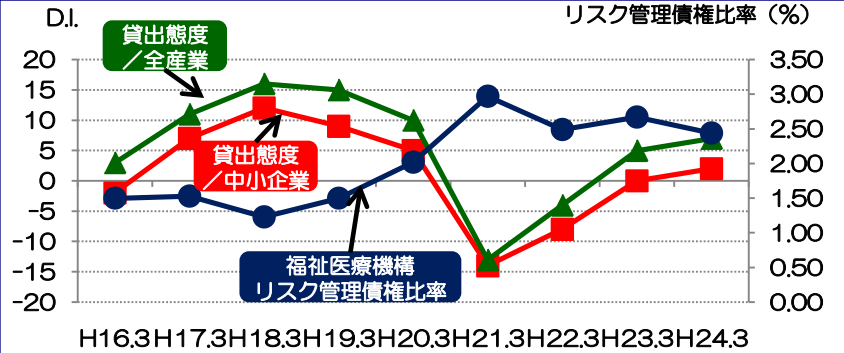
介護報酬改定状況



2. 民間金融機関の貸出態度は、21年3月を底に改善への動きがみられるものの、依然として半数は資金繰りに厳しいとの認識

資金繰りに
支障

日銀短観による貸出態度と機構のリスク管理債権比率

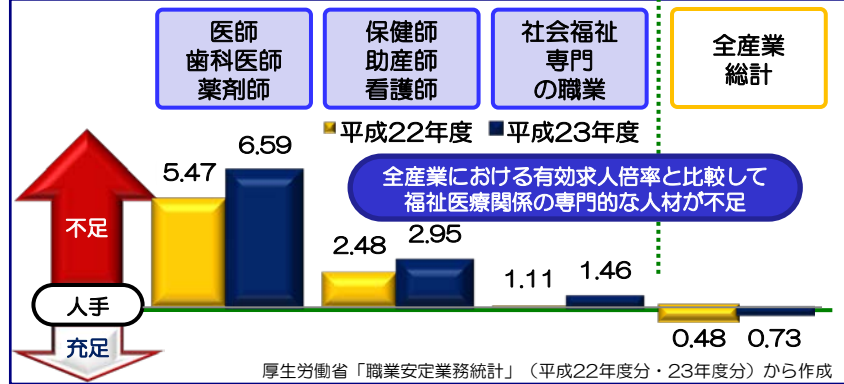


日本銀行「短観(全国企業短期経済観測調査) 2012.3調査」から作成

3. 医師・看護師・介護職員の有効求人倍率は、前年度に比べて高く(求人数が多い)なっており、引き続きスタッフの確保が厳しい状況

人員の
不足

職種別有効求人倍率 (有効求人倍率=求人数/求職者数)



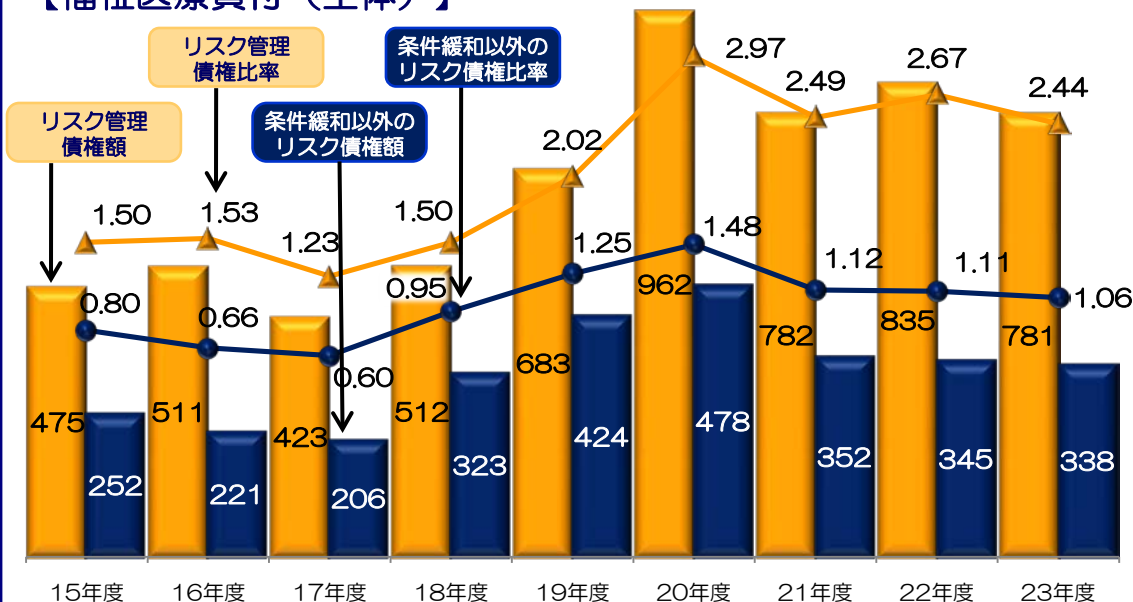
厚生労働省「職業安定業務統計」(平成22年度分・23年度分)から作成

◇ 貸出条件緩和の実施 ◇

貸出条件緩和を除いたリスク管理債権額・比率

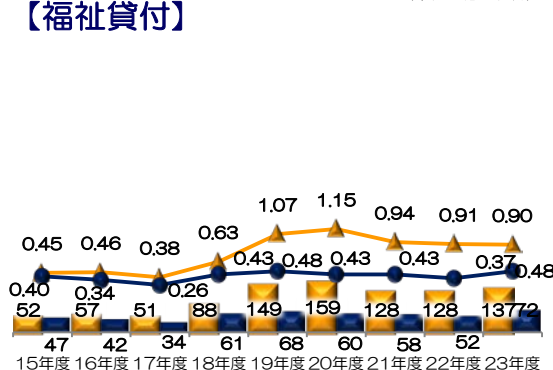
【福祉医療貸付（全体）】

(単位：億円、%)



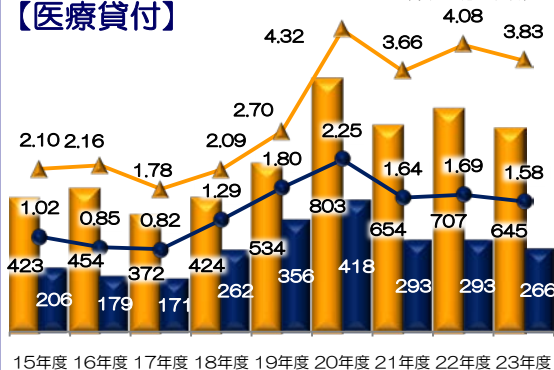
【福祉貸付】

(単位：億円、%)

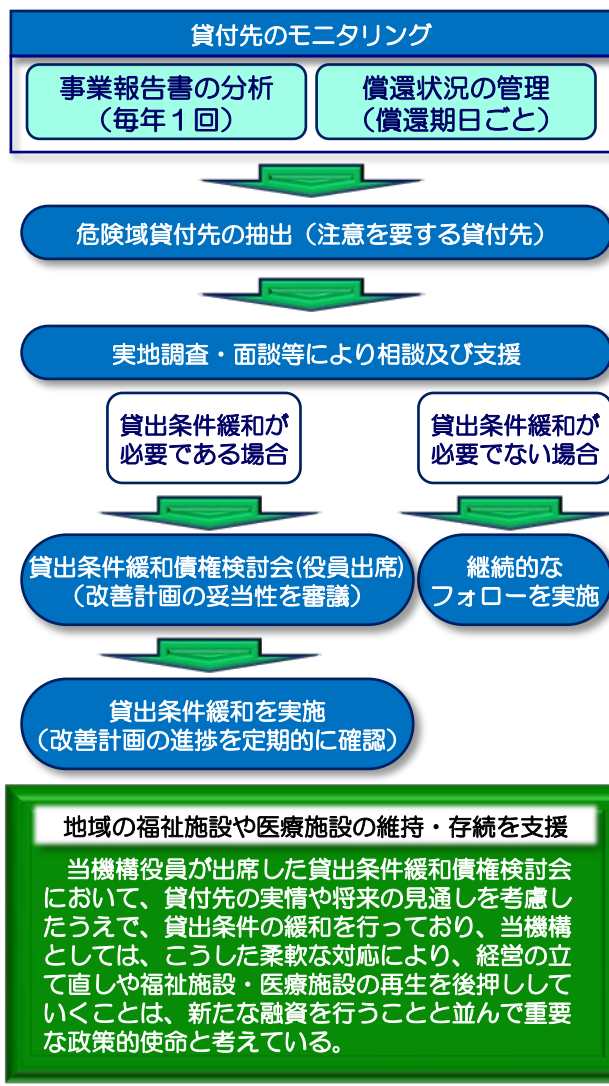


【医療貸付】

(単位：億円、%)



福祉医療機構の役割（政策的使命）



◆平成23年度に発生したリスク管理債権の要因分析◆

《分析対象》※施設整備に係る直接貸付を対象

医療・介護施設を取り巻く経営環境の悪化

以前のマイナス報酬改定の影響で経営体力低下

民間金融機関の貸出態度は依然厳しい状況

医師・看護師・介護職員の不足

平成23年度に発生したリスク管理債権における経営上の問題点

利用者の低迷

必要な人員の確保が困難

経営見通しの甘さ(過大投資)

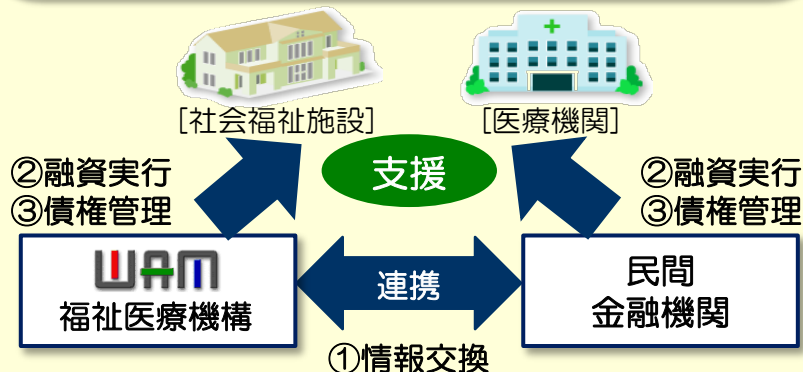
収益減で運転資金の確保困難

病床の稼働率等に影響

資金繰り資金の確保困難

◆民間金融機関との連携強化◆

民間金融機関と福祉医療機構においては、融資相談から債権管理にわたり、次のとおり、情報交換などを行い連携の強化を図っている。



①融資相談・審査、債権管理(情報交換)

長年の融資実績から蓄積された審査ノウハウ・豊富なデータ

〇診療報酬等の入金状況から経営状況を把握
〇地域に密着した情報の入手

②融資実行(協調融資・同調融資)

民間金融機関の資金力を積極的に活用

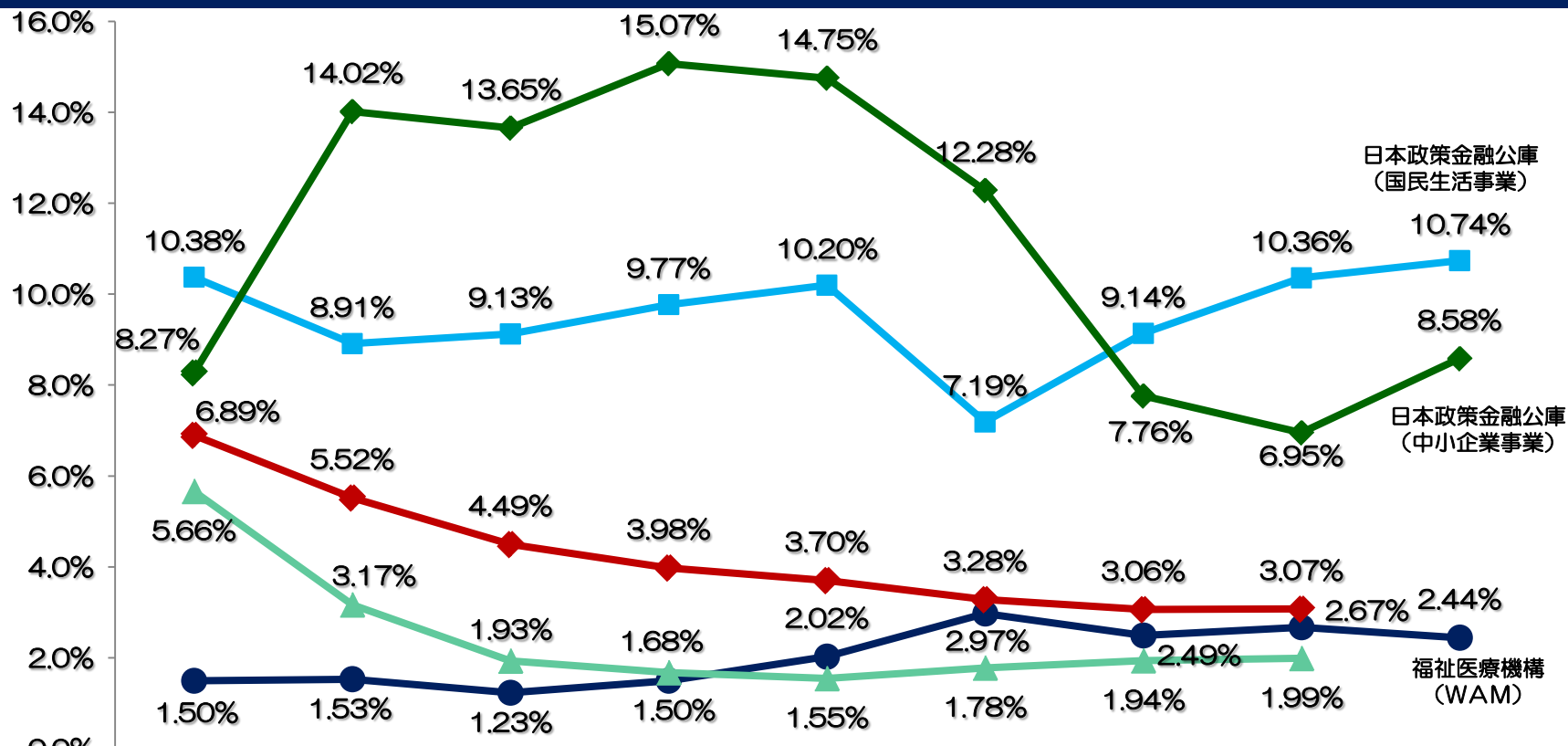
〇福祉医療機構の審査決定を与信力に活用
〇リスクヘッジ

③債権管理(経営が悪化した場合)

福祉医療機構における福祉医療に関する専門的な知識や行政との密接な連携関係を活用のうえ、民間金融機関と連携し、貸出条件の緩和等の積極的な支援を実施

民間金融機関との連携強化により、福祉医療機構の持つノウハウ・データ、行政とのパイプを十分に活用することにより、地域における社会福祉施設や医療機関等の安定的な経営を支援

(参考) 他機関のリスク管理債権比率の推移 (H15~23)



※ 福祉医療機構のリスク管理債権比率は福祉医療貸付事業に係る比率 ※ 中小企業金融公庫は平成16年に自己査定基準を変更
 ※ 日本政策金融公庫（中小企業事業）及び日本政策金融公庫（国民生活事業）は平成20年度に自己査定の見直しを実施
 ※ 各政府系金融機関及び金融庁のホームページから情報収集